(6)　平成十七年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十七年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　平成十七年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行を許可されたもの（以下「平成十七年度市町村五十・〇％分」という。）

(ア)　平成十七年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十七年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(7)　平成十八年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十八年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　平成十八年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十八年度市町村五十・〇％分」という。）

(ア)　平成十八年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十八年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(8)　平成十九年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十九年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　平成十九年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成十九年度市町村五十・〇％分」という。）

(ア)　平成十九年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成十九年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

(9)　平成二十年度補正予算債

ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度市町村六十・〇％分」という。）

(ア)　平成二十年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十年度市町村五十・〇％分」という。）

(ア)　平成二十年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第七号中「昭和六十二年度から平成十九年度まで」を「昭和六十三年度から平成二十年度まで」に改め、同号(7)を次のように改める。

(7)　平成九年度減収補てん債

ア　平成二十年度市場公募都市に係るもの

イ　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第七号に次のように加える。

(18)　平成二十年度減収補てん債

ア　平成二十年度市場公募都市に係るもの

イ　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第八号中「昭和六十二年度」を「昭和六十三年度」に改め、同項第十号中「平成十九年度まで」を「平成二十年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(15)　平成二十年度財源対策債

ア　一般公共事業等に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ア)　平成二十年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

イ　義務教育施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ア)　平成二十年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

ウ　廃棄物処理施設の建設事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの

(ア)　平成二十年度市場公募都市に係るもの

(イ)　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第七条第一項の表市町村の項第十三号中「平成十九年度まで」を「平成二十年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(8)　平成二十年度臨時財政対策債

ア　平成二十年度市場公募都市に係るもの

イ　平成二十年度市場公募都市以外の市町村に係るもの

第九条第一項の表都道府県の項第二号中「$\sum_{n=53}^{\nu}$」を「$\sum_{n=54}^{\nu}$」に改め、同項第三号中「〇・八〇」を「二・三二」に改め、同項第四号1中「1,014」を「1,029」に、「0,990」を「0,988」に、「被生活保護者数」を「被生活保護者等の数」に、「被生活保護者の実数」を「被生活保護者等の実数」に改め、「（出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助を受けた者の数を除く。）」を削り、「被生活保護者のうち生活扶助」を「被生活保護者等のうち生活扶助等」に改め、同号2中「被生活保護者数」を「被生活保護者等の数」に改め、「受けた者」の下に「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定によつて生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付を受けた者」を加え、同号3中「被生活保護者の実数」を「被生活保護者等の実数」に改め、同号5中「被生活保護者のうち生活扶助」を「被生活保護者等のうち生活扶助等」に改め、「によつて生活扶助を受けた者」の下に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定によつて生活支援給付を受けた者」を加え、同項第五号1中「13,027」を「13,230」に、「118,227」を「121,546」に、「1,145」を「1,134」